

競技者資格審査委員会規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(総則)

第1条 一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規程に基づく違反行為などがあつた場合に審査を行うため、競技者資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査・所管事項)

第2条 委員会は、規定違反者に対する処分の是非及び処分内容に関し審議し、その判定結果を理事会に答申する。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名
委員 若干名

2 委員長及び委員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

3 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

4 理事長、常務理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べることができる。この場合において第2項の規定を準用する。

5 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(不服審査会)

第6条 委員会に不服審査会を置く。

2 不服審査会は、不服の申し立てを審査し、その審査内容を理事会に報告する。不服申し立てに対する最終決定は、理事会が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月25日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。